

6月1日は 人権擁護委員の日



人権擁護委員をご存知ですか

人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。市民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくために設けられたもので、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約1万4千人の人権擁護委員が全国の市町村に配置されています。住民の皆さんから、家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、様々な人権相談を受けたり、人権啓発活動などを行っています。小郡市では小学校区ごとに8人が委嘱を受け、積極的に活動されています。

人権擁護委員の活動内容

その1 人権相談

「困ったときは悩まずに」

① 常設人権相談

福岡法務局久留米支局および久留米人権擁護委員協議会（久留米市や小郡市など）の人権擁護委員で組織された団体では、面接および電話であらゆる人権相談を受け付けています。

▼ 会場

福岡法務局久留米支局
久留米市城南町21-5

39・2121

▼ 相談日

平日の午前8時30分～午後5時15分

② 特設人権相談

▼ 会場

人権教育啓発センター
80・1080

▼ 相談日

毎月第3金曜日の
午前10時～午後3時

※6月は、「人権擁護委員の日」に併せて6月1日に開設しています。次の相談日は7月20日（金）です。

③ みんなの人権110番

専用 0570・003・110

④ 女性の人権ホットライン

専用 0570・070・810

⑤ 子どもの人権110番（無料）

専用 0120・007・110

※③④⑤の相談時間は平日の午前8時30分～午後5時15分

その2 人権啓発活動

① 人権週間

毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く国民の皆さんに人権尊重の大切さを呼びかけています。本市ではのぼり旗や横断幕で啓発を行ったり、講演会の開催に取り組んでいます。

② 人権の花運動

人権擁護委員が地元の小学校などに出向いて「ひまわりの種」を配り、栽培をお願いしています。子どもたちが協力しあって育てることを通して、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」などの人権尊重思想をはぐくむことを目的としています。

③ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、人権問題をテーマに作文を書くことを通し、豊かな人権感覚を身につけることを目的としています。

④ 子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ち

ちに配慮した、手紙による人権相談です。

⑤ 人権教室

主に小学生、幼稚園児などを対象に、人権の花運動の際の学校訪問や総合学習の時間などを利用して、啓発ビデオや啓発冊子、人権擁護委員が作成した手作り紙芝居などを使用し、思いやりの大切さを伝えていきます。

その3 人権侵害被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受けて、救済手続を開始します。人権擁護委員は、法務局職員と協力して、情報の収集、人権侵犯事件の調査、処理に当たります。

また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し、事案の円満な解決を図ることも行います。

問合せ先

人権・同和对策課

72・2111 内線432

人権教育啓発センター

80・1080

福岡法務局久留米支局

久留米人権擁護委員協議会

39・2121